

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和元年度事業 点検・評価調書

3-4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節			
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底	事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R4	関連団体	県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <p>○文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。</p>		
R元事業計画と実績	<p>【元年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関との事前協議を引き続き行う。 ●6月に開催する公共事業の開発担当者向け文化財取扱い説明会において、制度の説明を行うとともに、関係者への周知徹底を図る。 <p>【元年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財係と協力のうえ、次年度以降の開発行為の把握を行い、史跡20件・重要文化的景観45件について関係機関との事前協議を行った。 ●6月の文化財取扱い説明会において、制度の説明を行って手続き等の周知徹底を図った。 		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■開発行為に係る事業の把握や関係機関との事前協議を引き続き行うとともに、現状変更等の手続きについて、関係者への周知徹底を図る必要がある。 ■文化財の保存活用計画等に基づく保存管理(3-5)と連携して実施する。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■今後も継続して開発行為に係る事業把握や関係機関との事前協議を行う。また、現状変更の手続きについては、毎年開催している開発事業者向け文化財取扱い説明会において制度の説明を行うとともに、関係者への周知徹底を図る。 		
事業評価	<p>【事業の達成度】</p> <p style="text-align: center;">[a b · c]</p> <p>◇計画どおり、目標を達成できたことからBとした。</p> <p>【事業実施の効果】</p> <p style="text-align: center;">[a b · c]</p> <p>【総合評価】</p> <p style="text-align: center;">[A B · C]</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。